

1 基本的事項

- 策定の経緯 全国ベースで医師の多寡を統一的、客観的に比較、評価した新たな指標を算出し、データ(指標)に基づいた医師の偏在対策を行うため、H30.7の改正医療法の規定により策定することとされた
- 計画期間 3年間(今計画は、現行医療計画の計画期間との整合から4年間(2020年～2023年))

- 計画の位置付け 第7次山梨県地域保健医療計画(現行計画)の一部として策定する
【医師確保計画】医療法第30条4第2項第11号 医師の確保に関する事項
【外来医療計画】同法同条同項第10号 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

2 医師確保計画

| 区分 | 医師数 | 医師偏在指標 | | 設定区域 | 医師数 | 標準化医師数(2019年) | 必要医師数(2036年) | (参考)(2036年) | 方針 | 施策 | | |
|--|---------------------|---|-------------|---|--|-------------------------------------|---|-----------------------------------|---|---|---|--|
|  | H28三師調査による人口10万対医師数 | 人口10万対の医師数をベースに、医師の性年齢階級別労働時間係数や性年齢階級別受療率、患者の流出入等を踏まえた新たな指標 | | 医師偏在指標の順位により設定上位1/3 医師多数県(区域) 下位1/3 医師少数県(区域) その他 中間県(区域) | H28三師調査による医師の実数 | 実医師数をベースに医師の性年齢階級別の労働時間を係数化し算出した医師数 | 2036年に全国の医師数と医師需要が一致するとした場合に本県で必要となる医師数 | 2036年の必要医師数を機械的に按分した2023年時点の必要医師数 | 設定区域を踏まえた医師確保の方針 | 地域偏在の是正と必要医師数の確保を図るための施策 | | |
| 全国 | 240.1 | 239.8 | — | — | 304,759 | 306,269.7 | — | — | | | | |
| 山梨県 | 231.8 | 224.9 | 28位 /47都道府県 | 中間県 | 1,924 | 1,943.0 | 2,158 (+215) | 1,997 (+54) | 県内の偏在は是正と2036年における必要医師数の確保を図る ➤ 短・長期的施策に取り組む | <短期的施策> 新・キャリア形成プログラムに基づく医師の配置調整の実施(R3-) ・医師派遣推進事業による医師派遣の実施 ・専攻医の連携病院への適切なローテーションの推進 ・ドクターバンク制度による医師の紹介 ・自治医科大学卒業医師の配置調整 | | |
| 二次医療圏 | 中北 | 291.2 | 260.5 | 56位 /335医療圏 | 医師多数区域 ただし、甲府市、中央市を除く地域は県独自に「医師の確保を図る地域」として中間区域と同様の位置付け | 1,350 | 1,388.9 | 1,234 | 他の医療圏からの医師確保は行わず、他の医療圏又は同一医療圏内での医師派遣等により偏在は是正を図る ➤ 短期的施策を中心に取り組む | <長期的施策> ・山梨大学医学部等での地域枠制度の継続 新・山梨県医師修学資金制度の改正による医師の定着促進(R2-) ・中高校生を対象とした医学部進学セミナーの開催 ・山梨大学医学部生を対象とした在宅医療体験研修の実施 ・県内の初期臨床研修体制の充実 新・基幹研修病院を中心とした研修プログラムの統一化の推進(R2-) ・若手医師の海外留学への支援 ・医師研修資金貸与制度による特定診療科専攻医への助成 ・県内統一産科専攻医研修プログラムの運営への助成 ・分娩を取り扱う医療機関への助成 | | |
| | 峡東 | 190.7 | 163.1 | 217位 /335医療圏 | | 中間区域 | 258 | 247.5 | 397 (+149.5) | 285.5 (+38) | | |
| | 峡南 | 114.2 | 173.8 | 180位 /335医療圏 | | 中間区域 | 59 | 57.7 | 130 (+72.3) | 76.7 (+19) | 中北医療圏からの医師派遣による偏在は是正と2036年における必要医師数の確保を図る ➤ 短・長期的施策に取り組む | <その他の施策> ・地域医療対策協議会等との連携 ・医療勤務環境改善センターを中心に勤務環境改善への支援 ・国の医師情報DBの活用による医師の配置状況の把握 |
| | 富士東部 | 143.4 | 194.2 | 118位 /335医療圏 | | 中間区域 | 257 | 248.9 | 405 (+156.1) | 288.9 (+40) | | |

| 診療科 | 区分 | 産科及び小児医師偏在指標 | 相対的医師少数県(区域) | 偏在対策基準医師数 | 方針 |
|---|--------|----------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 産科  | 山梨県 | 14.0 9位 /47都道府県 | 医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要 | 医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要 | 相対的医師少数県(区域)に該当しないため、既存の医師確保対策を継続し、安定的な医師の確保と地域偏在の是正を図る |
| | 周産期医療圏 | 中北 14.5 67位 /278医療圏 | | | |
| | 富士東部 | 12.4 101位 /278医療圏 | | | |
| 小児科  | 山梨県 | 129.1 5位 /47都道府県 | 医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要 | 医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要 | 相対的医師少数県(区域)に該当しないため、既存の医師確保対策を継続し、安定的な医師の確保と地域偏在の是正を図る |
| | 小児医療圏 | 国中 131.9 38位 /311医療圏 | | | |
| | 富士東部 | 112.8 89位 /311医療圏 | | | |

3 外来医療計画

外来医療計画は、各二次医療圏で設置された
地域保健医療推進委員会で協議の上、次回以降に報告します。